

「エコアクション 21 地域事務局社団法人静岡県環境資源協会」地域運営委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、地域運営委員会の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1)地域運営委員会規程、地域判定委員会規程
- (2)地域におけるエコアクション21認証・登録制度の運営に関する事項等
- (3)地域におけるエコアクション21制度の普及促進等のための業務

（構成及び委員の委嘱）

第3条 地域運営委員会は6名以上12名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、社団法人静岡県環境資源協会会長が委嘱する。

- (1)環境保全に関する学識者
- (2)関係環境保全関係団体、事業者関係団体などの有識者
- (3)関係行政機関などの有識者
- (4)エコアクション21審査人（2名以上）

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 地域運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を統轄する。

3 委員長にやむを得ない事由があるときは、副委員長が、これを代行する。

（地域運営委員会の開催）

第6条 地域運営委員会は、社団法人静岡県環境資源協会会長が召集し、委員長はその議長を務める。

（会議の定足数及び議決数）

第7条 会議は、これを構成する委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 地域運営委員会の庶務は、地域事務局において処理する。

（規程の改廃）

第9条 本規程は、地域運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、地域運営委員会の運営に関し必要な事項は、地域運営委員会委員長が会議に諮り定める。

（附則）

- 1 平成17年5月26日から施行する。